

第二は、警察庁の組織に関する規定の整備についてであります。

その一は、警察庁刑事局に新たに組織犯罪対策部を設置し、その所掌事務を定めるとともに、同局暴力団対策部を廃止するものであります。

その二は、警察庁警備局に新たに外事情報部を設置し、その所掌事務を定めるとともに、長官官房国際部を廃止するものであります。

その三は、警察庁情報通信局、管区警察局、東京都警察通信部及び北海道警察通信部の所掌事務等を改めるものであります。

その他、皇宮護衛官の職務の執行について警察官職務執行法による質問、犯罪の制止等に関する規定を準用する等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、一部を除き、公布の日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十九日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三分散会

警察法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律

第一条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「警察通信」の下に「情報技術の解析を加え、同条第二項第四号ハ中「人質による強要」の下に「爆発物の所持」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案(以下「広域組織犯罪等」とい

う。)に対処するための警察の態勢に関すること。

イ 全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

ロ 国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案

第五條第二項中「第二十二号を第二十四号とし、同項第二十一号中「達成する」を「遂行する」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十号を第二十二号とし、第十六号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の解析その他情報技術の解析に関すること。

第五條第二項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 国際刑事警察機構、外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関すること。

第十二條の二第一項中「第五條第二項第二十一号」を「第五條第二項第二十三号」に改める。

第十九條第二項を次のように改める。

2 刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部を置く。

第二十一條第一項第十九号を次のように改める。

十九 所管行政に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。

第二十一條第一項中第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第二十号とし、同条第二項を削る。

第二十三條第一項に次の三号を加える。

五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

六 組織犯罪の取締りに関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

七 国際捜査共助に関すること。

第二十三條第二項を次のように改める。

2 組織犯罪対策部においては、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げるもの及び同項第四号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。

一 国際的な犯罪捜査に関すること。

二 国際刑事警察機構との連絡に関すること。

第二十四條中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 警護に関すること。

四 警備実施に関すること。

第二十四條に次の一項を加える。

2 外事情報部においては、前項第一号に掲げる事務のうち外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係るものをつかさどる。

第二十五條第三号を次のように改める。

北海道警察情報通信部に改める。

第六十九條の見出し中「階級」の下に「職務」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)第二條、第五條、第六條第一項、第三項及び第四項並びに第七條の規定は皇宮護衛官の職務の執行について、同法第四條の規定は皇宮護衛官の警備の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二條第二項中「又は駐在所とあるのは」若しくは「駐在所又はこれらに相当する皇宮警察本部の施設」と、同条第三項中「駐在所とあるのは」若しくは「これらに相当する皇宮警察本部の施設」と、同法第四條第二項中「所属の公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と読み替へるものとする。

第二条 警察法の一部を次のように改正する。

第二十一條中第二十号を第二十一号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 個人情報保護の保護に関すること。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條の規定は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

理由

国の治安責任の明確化を図るため、国家公安委員会の所掌事務に犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務等を追加するほか、警察運営の効率化を図るため、警察庁の組織について刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部を設置する等の改正を行うとともに、皇宮護衛官の職務に関する規定その他所要の規定を整備する必要があるので、この法律案を提出する理由である。

内閣委員会議録第二号中正誤

ページ 段 行 誤

六六六
四四四
三六五

宇佐見

宇佐美

正

第一類第一号 内閣委員会議録第三号 平成十六年三月十七日

平成十六年三月二十二日印刷

平成十六年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A